平成２５年（フ）第１６号
新潟県長岡市陽光台３丁目２番地２
債務者　山内しのぶ
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
岡山県倉敷市東富井803番地１　サンメゾン小池Ｃ―202
債務者　坂山　法惠（旧姓福馬）
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
岡山県倉敷市連島町連島37番地２　白雲荘Ｃ―１号棟
債務者　吉田　匡江
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
岩手県北上市黒沢尻４丁目３番２―503号市営細越住宅２号棟、前住所岩手県北上市上野町１丁目25番18号　飯盛住宅Ａ棟
債務者　佐伯恵美子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第３２号
群馬県富岡市南後箇522番地７
債務者　三井　貴子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３３号
群馬県藤岡市下戸塚477番地５　グランストリームＹ’ｓ103
債務者　池田　法子（旧姓三井）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第４４号
静岡県三島市日の出町６番79号
債務者　一本松道夫
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２１号
群馬県館林市東美園町３番地の17　アクセスセキグチ―104
債務者　大西　　実
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第３８号
埼玉県川口市東川口２丁目19番26号　第２イーストサイド102号
債務者　高橋　奈美（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１００号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9843番地５前田道路株式会社
債務者　伊藤　幸博
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
埼玉県鴻巣市人形２丁目２番84号、旧住所埼玉県鴻巣市箕田1392番地２―305号室　カーサグレースⅡ
債務者　九島　和彦
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
さいたま市桜区大字神田68番地　マイネル・ロッジ２―103
債務者　河野惠美子
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２００号
さいたま市北区土呂町１丁目９番地11　ハピネス土呂203
債務者　高橋　信吉
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２０９号
さいたま市中央区鈴谷２丁目638番地１　アヴェニューカシワギ1005
債務者　平口　亜矢（旧姓池谷）
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２２２号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地３―８―401
債務者　**髙**手　　勉
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２３１号
埼玉県戸田市南町１番17号　シャルマン南町201号室
債務者　猪狩みゆき（旧姓絹川・日野根谷・本井）
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４２４号
愛知県刈谷市大正町１丁目101番地　キングスコート刈谷502号
債務者　藤下　可奈
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係